

けんぽQ & A

Series80

Q 任意継続被保険者が資格を失うとき、どのような事由に該当したときですか？また、2月29日（うるう年）に資格取得したものは満了で資格喪失する場合、いつ資格喪失するのか？

A 下記の事由のときに喪失対象となります。

- ① 被保険者となった日より起算して2年を経過したとき。
- ② 被保険者が死亡したとき。
- ③ 保険料を指定された納付期日までに納めないとき。
- ④ 健康保険の強制または任意被保険者となったとき。
- ⑤ 船員保険の被保険者（年金任意継続被保険者は除く）となったとき。
- ⑥ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき。

なお、①から③の事由に該当したときは、その翌日に資格を失い、④から⑥の事由に該当したときは、その日に資格を失います。

2月29日に任意継続被保険者の資格をしたものは、2年を経過した日の翌日である3月1日（2年後の2月28日まで資格が存続）に資格を失うことになります。